

前払式証券の規制等に関する法律施行令(平成二年政令第百九十三号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(適用除外)</p> <p>第四条 法第三条第二号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 自動車検査独立行政法人二 日本中央競馬会及び日本放送協会三 港務局及び地方道路公社	<p>(適用除外)</p> <p>第四条 法第三条第二号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none">一 日本中央競馬会及び日本放送協会二 港務局及び地方道路公社

